

仕様書

- 1 事業名 自家用電気工作物保安管理業務委託事業
- 2 実施期間 令和8年10月1日から令和11年9月30日まで
- 3 業務委託内容
 - (1) 対象事業場等

施設名	所在地	需 要 設 備					
		設備容量 (kVA)	受電電圧 (V)	非常用予備発電装置			
				出力 (kVA)	電圧 (V)	メーカー及び型式	製造年
消防本部	門真市殿島町 7番1号	250	6600	150	210	ヤンマーエネルギーシステム (株) AP155D1	2020年
守口本署	守口市京阪本通 2丁目13番9号	225	6600	90	220	ニシハツ(株) PX-95ESR(BB)	2022年
東部出張所 ※1	守口市金田町 1丁目37番19号	39	210	10	210	ヤンマーエネルギーシステム (株) AP25C	2013年
門真本署	門真市殿島町 7番1号	325	6600	31.5	210	ヤンマーエネルギーシステム (株) AP35C	2011年
				10	210	富士電機 EMP-5310	2023年
南部出張所	門真市千石西町 10番16号	200	6600	34	220	デンヨー(株) LEG-34UST	2017年

※1 小電力発電設備含む（太陽電池、100V、7.45kW）

(2) 委託内容

電気事業法施行規則第52条第2項の規定により、対象事業場の自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を委託する。

ただし、電気工作物の工事に関することについては、技術的な助言等を除いて対象外とする。

(3) 巡視点検回数

隔月1回以上

ただし、保安管理業務に係わる事業者の要件、機械器具、算定方法並びに点検頻度に関する告示（平成15年7月1日経済産業省告示第249号）第4条第8号に規定する監視が可能な装置（以下「監視装置」という。）を受託者が自己の負担により設置しない場合の巡視点検回数は月1回以上とする。

(4) 精密点検

回数1回（日時にあつては、都度調整）

※仮設電源用の発電機は不要とする。

4 留意事項

諸官庁への手続き及び届け出等は、受託者の負担により、受託者が行うこと。

5 仕様書詳細事項

次頁に定める事項を厳守すること。

仕様書詳細事項

(総則)

第1条 自家用電気工作物について、電気事業法等の関係法令に基づき保安管理業務を実施するものとする。業務の実施にあたり、特許及び実用新案その他関係法令に触れるものは、すべて受託者の責任において処理する。

(保安管理業務)

第2条 受託者は次の各号による業務を行うものとする。

- 一 自家用電気工作物の維持及び運用について、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的な基準は、保安規定「点検基準」のとおり）を行い、経済産業省令で定める技術基準の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に報告すること。
- 二 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲もしくは電力会社等より通知を受けたときは、すみやかに事故原因を探し、応急処置を助言し、再発防止につきてるべき措置を報告するとともに、必要に応じて電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告作成及び手続きの代行を行うこと。
- 三 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこと。

(再委託)

第3条 受託者は、業務の一部を再委託できるものとする。

(監視装置)

第4条 受託者は、自らの負担で監視装置（絶縁監視装置）を設置して保安管理業務を行うものとする。ただし、委託者の承諾を得た場合は監視装置（絶縁監視装置）を設置せずに保安管理業務を行うことができる。

2 監視装置（絶縁監視装置）を設置した場合は、常に正常に稼動するように受託者の責任のもとにメンテナンスを行わなければならない。

(受託者の要件)

第5条 受託者は電気事業法施行規則第52条の2に規定する要件に該当することができるものとする。

(手続等)

第6条 業務に関連して必要な官公庁、電気事業者等への諸手続きは、委託者が行うものの代行事務も含め速やかに受託者が行うものとする。なお、これらに要する費用は、すべて受託者の負担とする。

(保安業務担当者)

第7条 受託者は契約時に保安業務担当者を定めるものとし、保安業務担当者が保安管理業務を行うものとする。ただし、保安業務担当者が病気または委託者の承認した事由によりこの契約の業務を行い難いときは、委託者と受託者が協議の上代行させる者を定めるものとする。

2 受託者及び代行者は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、委託者の求めに応じ提示するものとする。

(報告書)

第8条 巡視点検等終了後速やかに点検報告書を提出し、同時に報告内容について口頭で説明をすること。なお、報告書の記載内容については、事前に打ち合わせを行うこと。

(記録の保存)

第9条 乙が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、甲乙双方において3年間保存すること。

(異常時の措置)

第10条 委託者より業務委託対象事業場の電気工作物に異常又は故障が発生あるいはそのおそれがある旨の連絡があったときは、直ちに適切な措置を講じ事後の処理についても遺漏なきよう万全を期するものとする。なお、緊急出動等の費用は委託費に含まれるものとする。

(連絡責任者等)

第11条 委託者は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して受託者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受託者に通知する。

- 2 委託者は、前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。
- 3 委託者は、前各号に変更が生じた場合は、ただちに受託者に通知するものとする。
- 4 委託者は、連絡責任者又はその代務者を、受託者の行う保安管理業務に立ち合わせるものとする。
- 5 委託者は、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。

(委託者及び受託者の協力及び義務)

第12条 委託者は、受託者が保安管理業務の実施にあたり、受託者が報告、助言した事項又は受託者と協議決定した事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする。

- 2 受託者は、保安管理業務を誠実にを行うものとする。

(その他)

第13条 この仕様書に定めないものは、委託者と受託者が協議の上定めるものとする。